

JEMAI環境ラベルプログラム

算定・宣言規程 (総則、要求事項)

文書管理番号：JR-07-01

一般社団法人産業環境管理協会

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
01	平成29年11月1日	-	制定。エコリーフとCFPの統合に基づき、新たに制定。

目次

第1項 総則	4
1. 算定および宣言の概要	4
2. 要求事項	4
3. 算定結果と宣言の案にかかる検証	4
第2項 算定・宣言に関する要求事項	5
1. 算定方法の原則	5
1.1. 対象とする環境情報	5
1.2. 算定対象	5
1.3. ライフサイクルフロー図	5
1.4. ライフサイクルインベントリ分析(LCI)手法について	5
1.5. ライフサイクル影響評価(LCIA)手法について	6
1.6. 製品システム(データの収集範囲)	6
1.6.1. 製品システムの精査	6
1.6.2. カットオフ項目	6
1.6.3. カットオフ基準	7
1.7. ライフサイクルインベントリ分析(LCI)の実施	7
1.8. データ品質基準とデータ収集方法	8
1.8.1. 一次データの収集範囲	8
1.8.2. 一次データの品質基準	9
1.8.3. 一次データの収集方法の原則	9
1.8.4. 二次データの品質基準	12
1.8.5. 二次データの収集方法	12
1.9. 輸送の取り扱い	13
1.10. 配分(アロケーション)の原則	13
1.10.1. リユース・リサイクルにおける配分の取り扱い基準	14
1.11. 代替システムの控除の取り扱い	15
1.12. バイオマスの取り扱い	15
1.13. カーボンオフセット等の取扱い	16
1.14. CO ₂ の遅延排出並びに製品への炭素貯蔵の取り扱い	16
1.15. 各ライフサイクル段階での環境負荷の計上方法	16
1.16. 算定根拠の整理	16
1.17. シリーズ製品の取扱	16
2. 宣言の原則	17
2.1. 宣言の基本	17
2.1.1. 宣言を行おうとする事業者等の基本条件	17
2.1.2. 宣言の基本ルール	17

2.2.	エコリーフ宣言の内容	18
2.2.1.	エコリーフ宣言の定義	18
2.2.2.	エコリーフ宣言の構成	18
2.2.3.	記載内容の詳細	18
2.2.4.	エコリーフマーク	20
2.3.	CFP 宣言の内容	21
2.3.1.	CFP 宣言の定義	21
2.3.2.	CFP 宣言の構成	21
2.3.3.	記載内容の詳細	21
2.3.4.	CFP マーク	23
2.4.	製品間比較の取り扱いについて	25
2.4.1.	他事業者との製品間比較について	25
2.4.2.	市場における数値比較の回避について	25
2.4.3.	他のプログラムによる算定結果との製品間比較について	25
	附属書 A: 対象とする影響領域および特性化モデル(規定)	26
	附属書 B: 輸送時の燃料消費に伴う環境影響の算定方法(規定)	27
	附属書 C: 自組織における環境影響結果の比較表示について(規定)	28
	附属書 D: シリーズ製品の取り扱いについて(規定)	30
	D1. シリーズ製品タイプ A: 1つのシリーズ製品で同じ算定値とするタイプ	30
	D2. シリーズ製品タイプ B: 1つのシリーズ製品について関係式から環境影響の値を推計するタイプ	31
	附属書 E: 検証申請書チェックリスト	32
1.	「検証申請書」シート	32
2.	「フロー図」シート	32
3.	「製品構成図」シート	32
4.	「入力(各段階)」シート	32
5.	「データの根拠」シート	34
6.	「宣言」シート	35
6-1.	「宣言」シート: 共通	35
6-2.	「宣言」シート: シート 1(エコリーフ、CFP 共通)	35
6-3.	「宣言」シート: エコリーフ(シート 2)	36
6-4.	「宣言」シート: CFP(シート 2)	37

本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「JEMAI 環境ラベルプログラム」（以下「本プログラム」という。）における、エコリーフおよびカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）の算定および宣言について定めるものである。

第1項 総則

1. 算定および宣言の概要

本プログラムにおいて、製品に係る宣言を希望する事業者は、以下に定める要求事項および該当する製品カテゴリールール（Product Category Rule、以下「PCR」という。）に従い、自社の製品の算定を行い、宣言の案を作成する。

算定結果と宣言の案について、協会の定める検証を受け、認定PCRおよび関連規程への準拠が認められ、宣言の登録公開手続きを行うことにより、宣言が可能となる。

2. 要求事項

算定・宣言のための要求事項は、本規程第2項「算定・宣言に関する要求事項」および該当するPCRに定める。

3. 算定結果と宣言の案にかかる検証

宣言を希望する事業者は、関連規定および該当するPCRに従って算定を行い、宣言の案を作成する。この算定結果および宣言の案を、「検証申請書」として協会に提出する。

検証に関する規程は、「JR-08 検証規程」に定める。

検証申請書作成の際のチェックリストは付属書Fを参照のこと。

第2項 算定・宣言に関する要求事項

算定・宣言を行おうとする事業者等（以下、「事業者」という。）は、本要求事項と該当するPCRに基づいて算定・宣言を行う。

※以下、斜体は例示や要求事項の説明であり、要求事項ではない

1. 算定方法の原則

1.1. 対象とする環境情報

本プログラムでは、LCAに基づくライフサイクルインベントリ分析（LCI）およびライフサイクル影響評価（LCIA）結果に基づく、環境影響の算出を定量的に行い、製品環境情報として提供する。

1.2. 算定対象

エコリーフは、複数の影響領域に関する環境影響の算出結果を製品環境情報として提供する。CFPの場合には気候変動のみを算定対象とし、その他の影響領域の評価には適用されない。

1.3. ライフサイクルフロー図

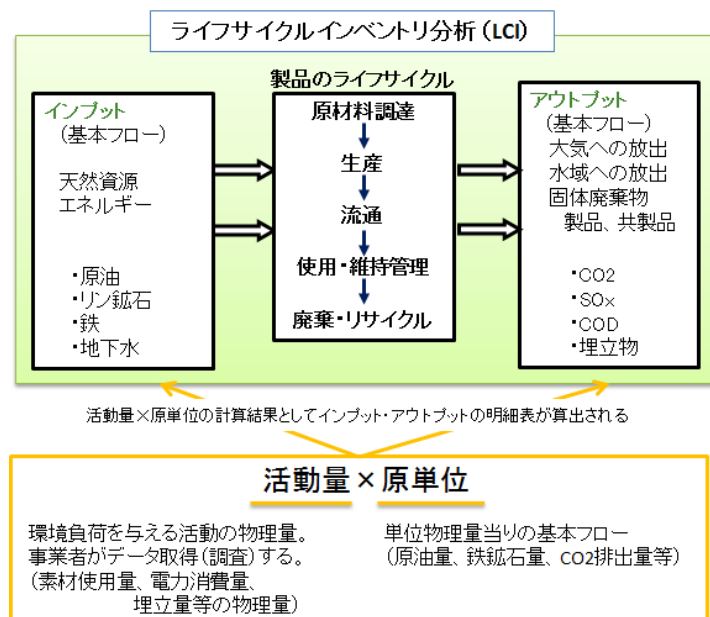
該当するPCRのライフサイクルフロー図を参考として、算定製品ごとにライフサイクルフロー図を記述しなければならない。

1.4. ライフサイクルインベントリ分析(LCI)手法について

ライフサイクルインベントリ分析とは、対象となる製品やサービスに関して、投入される資源やエネルギー（インプット）、および生産または排出される製品・排出物（アウトプット）のデータを収集し、基本フローに関する入出力明細表を作成することである。

本プログラムでは、ライフサイクルインベントリ分析に使用する原単位データについて、原則としてIDEA v2 を使用して算定を行う。

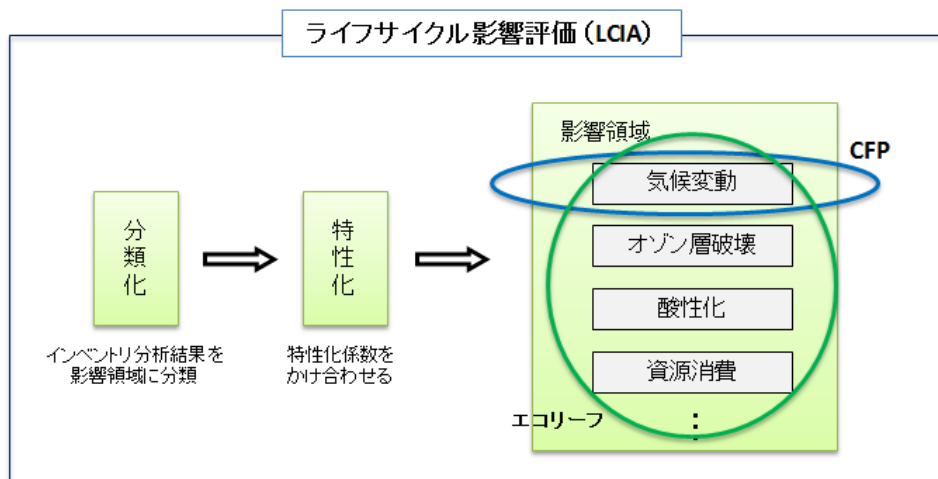
ライフサイクルインベントリ分析実施の詳細については1.7を参照のこと。



1.5. ライフサイクル影響評価(LCIA)手法について

ライフサイクル影響評価においては、以下を実施する

- ・ 影響領域の選択
- ・ 選択された影響領域へのLCI結果の割り振り（分類化）
- ・ 結果として得られた影響領域指標の計算（特性化）



本プログラムでは、特性化係数については、原則としてLIME2 (Life-cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling) の特性化係数リストを使用する。算定される対象の影響領域は附属書Aに記載する。

なお、気候変動に関する特性化モデルは、IPCC第5次報告書の100年指数を用いるものとする。影響領域ごとの影響領域指標C Iは、(1)式を用いて、関連する基本フローEと、影響領域ごとの特性化係数 α の積の結果を合算して求めることができる。

$$C I = \Sigma (\alpha \times E) \cdots (1)$$

C I : 影響領域ごとの影響領域指標 (impact category indicator; 気候変動負荷、酸性化負荷等)

α : 特性化係数 (LCI 結果を、影響領域指標の共通の単位に換算するために適用する、特性化モデルから導かれる係数)

E : 基本フロー (原油量、鉄鉱石量、CO₂排出量等)

1.6. 製品システム(データの収集範囲)

1.6.1. 製品システムの精査

該当するPCR に記載されたシステム境界(データの収集範囲)に基づいて算定を行う。ただし、PCRでは製品システムに含まれているプロセスが、実際の算定製品の製品システムに存在しない場合はその限りではない。

1.6.2. カットオフ項目

製品システムを網羅的に調査することは事業者には過大な作業負担を及ぼす場合がある。したがって、算定においては、当該製品のライフサイクルにおいて一般的に重要でないライフサイクル

段階、プロセスあるいはフローで、一定の基準を満たすものは、製品システムからカットオフ（算定の対象外とすること）してもよい。カットオフ項目は以下のカットオフ基準毎に設定することができる。

該当するPCR に記載されたカットオフ項目についてカットオフすることができる。加えて、1.6.3.に定めるカットオフ基準に従い、算定時に算定製品ごとにカットオフ項目を追加してもよい。

1.6.3. カットオフ基準

- ① 投入される部品、素材、容器包装、副資材については、基準フローの質量比で累計 5%までとする。ただし、質量が少ないものでも、影響評価結果が大きいと想定されるものは製品システムに含まなければならない（例：電子機器におけるプリント基板）。
- ② 排出される物質、廃棄物等については、基準フローの質量比で累計 5%までとする。ただし、質量が少ないものでも、影響評価結果が大きいと想定されるものは製品システムに含まなければならない。特に大気・水圏等への直接排出や管理対象の有害物質については注意が必要である。（例：エアコンの冷媒漏洩や窒素肥料起因の亜酸化窒素の放出）。
- ③ 質量で把握できないフローおよびプロセスについては、試算結果に対して、影響領域指標比で累計 5%までとする。（例：サイト内輸送プロセス）
- ④ 信頼性に足る十分な情報が得られず妥当なシナリオのモデル化が困難な領域とする。（例：生産工場の建設や資本財、間接部門）。

1.7. ライフサイクルインベントリ分析 (LCI) の実施

各段階の基本フローEは、（2）式を用いて、関連する活動量Wと、それに対応する原単位 a の積の結果を加算して求めることができる。

$$E = \sum (a \times W) \dots (2)$$

E：基本フロー（原油量、鉄鉱石量、CO₂排出量等）

W：活動量（使用量、排出量、処理量、輸送量等の物理量）

a：原単位（単位物理量当りの基本フロー）

表 2 活動量の例と原単位の例

ライフサイクル段階	活動量の例	原単位の例
原材料調達	素材使用量	素材 1kg 当たりの基本フロー
生産	組立て重量	重量 1kg 当たりの組立て時基本フロー
	生産時電力消費量	電力 1kWh 当たり基本フロー
流通	輸送量 (t・km) =輸送距離×積載率×トラックの積載量	商品の輸送量 1t・km 当たりの基本フロー
使用・維持管理	使用時電力消費量	電力 1kWh 当たり基本フロー

廃棄・リサイクル	埋立重量 リサイクル重量	1kg 埋立時の基本フロー 1kg リサイクルの準備処理の基本フロー
----------	-----------------	---------------------------------------

1.8. データ品質基準とデータ収集方法

製品システム内において、直接的な測定から得た、又は最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算から得たデータを「一次データ」と呼ぶ。

注：例えば、燃料計で計測した燃料消費量記録簿や電力会社からの請求書や領収書、製品生産管理表の生産数や歩留まり率、事業者が収集した計画値や設計値、類似製品から得た推計値等が該当する。

製品システム内において、直接的な測定以外の情報源から得たデータ、及び最初の情報源における直接的な測定に基づいた計算以外から得たデータを「二次データ」と呼ぶ。

注：例えば、協会が提供する原単位データ（指定データベースのデータや登録データ）が該当する。

活動量と原単位、および一次データと二次データの関係を表3に記す。

表3 活動量と原単位、および一次データと二次データの関係

	活動量の例、および活動量を求めるための係数の例	原単位の例
一次データ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が収集した活動量（素材使用料、組立て重量、生産時電力消費量） 事業者が収集した計画値や設計値、類似製品から得た推計値 事業者が収集した、類似製品の歩留まり率 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が実際に使用している製品の「<u>検証合格済みの宣言</u>」から得られた原単位（ただし、一次データの要求事項をすべて満たしているものに限る） 事業者、又はサプライチェーン上の協力者が収集した一次データに基づき算定された原単位
二次データ	<ul style="list-style-type: none"> 協会が提供する地点間の輸送距離 協会が提供する燃料の単位発熱量 PCR 記載シナリオの値 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (IPCC) 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所） その他の公開文献データ等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定データベースのデータ 登録データ 「<u>検証合格済みの宣言</u>」から得られた原単位

1.8.1. 一次データの収集範囲

該当するPCR に記載された一次データの収集範囲に従って、一次データを収集する。ただし、一次データの収集範囲に定められているプロセスやフローをカットオフする場合は、その限りで

はない。

1.8.2. 一次データの品質基準

一次データを収集する際に求められるデータ品質基準については、次の通り定める。なお、該当するPCRで具体化されている場合はその規定に従う。

【時間に関する範囲の基準】

- ・ 直近の1年間とする。または、直近の1年間と同等の妥当性が得られる範囲とする。

【地理的な範囲の基準】

- ・ 地域差を考慮し、各地域のデータをもとに適切に算出する。ただし、地域差が存在しないまたは微小である場合は考慮の必要はない。
- ・ 一次データの収集範囲が複数地点となる場合は、全地点の生産量もしくは調達量に対して累計で50%以上の地点から偏りの少ない方法で一次データを収集しなければならない。または、同等の妥当性が得られる範囲とする。

【技術の範囲の基準】

- ・ 当該製品の製造技術とする。または、当該製品の製造技術と同等の妥当性が得られる類似製品の製造技術とする。

【再現性の基準】

- ・ データの根拠が明確であることとする。

【サプライヤーから一次データを収集する場合の、原材料の一次データの品質基準の特例】

- ・ 時間に関する範囲基準は直近の3年以内の任意の1年間とする。または、直近の3年以内の任意の1年間と同等の妥当性が得られる範囲とする。

1.8.3. 一次データの収集方法の原則

1.8.3.1 活動量および活動量を求めるための係数

一次データを収集する場合は次の方法により行う。なお、該当するPCRで具体化されている場合はその規定に従う。

【積み上げ法によるデータの収集】

以下のAの方法による測定を行う。なお、Aの方法による測定が困難な場合は、Bの方法を用いるか、AとBの方法を組み合わせる算定してもよい。

A：プロセスの実施に必要な作業や機器、設備の稼働単位（稼働時間、稼働面積、稼働距離など）ごとに入出力項目の投入量および排出量を把握し積み上げる方法

注： 例：設備の使用時間×設備の時間当たりの燃料消費＝燃料投入量

結果に大きな寄与を及ぼす機器および設備等が、漏れなく積み上げられていることを確認する。

また、同様の積上げ計算を同じサイトで生産される対象製品以外の生産物に対しても適用し、全生産物の積上げ結果の総合計がサイト全体の実績値から大きく外れるものではないことを確認しなければならない。

機器、設備の作業単位（作業時間、作業面積、作業距離など）は、管理日報、管理ソフトウェアなどの記録を情報源とすることができる。

B：事業者単位、建物単位、フロア単位、ライン単位等の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法

注： 例：年間の燃料の総投入量を生産された製品の間で配分

配分方法は（後述）に従い、共製品も配分対象とする。

【データの収集時のその他の留意事項】

- ・ 設計値、計画値、推計値の取扱い

各プロセスの入出力フローのデータ収集は実測を優先するが、製品企画書、仕様書、配合基準書等の設計値や計画値、類似製品のプロセスからの推計値を用いても良い。ただし、設計値や計画値、推計値を用いる場合も一次データの品質基準を満たさなければならない。

- ・ 投入量のロス率の勘案

各プロセスへの各投入物の投入量は、各プロセスのロス率を勘案して算定しなければならない。ただし、各投入物の構成やプロセスが多岐にわたり、ロス率の勘案が現実に可能でない場合はこの限りではない。

- ・ 廃棄物等の取扱い

廃棄物等の排出量については、各プロセスの物質収支に基づいてデータ収集しなければならない。ただし、各投入物の構成やプロセスが多岐にわたり、物質収支に基づいてデータ収集することが現実的に可能でない場合は、工場全体での廃棄物等の発生量からの配分をしてもよい。

注：例えば、工場全体での廃棄物等の発生量はマニフェストからデータ収集することができる。

- ・ 廃水の取扱い

事業者の業務範囲内で廃水を浄化槽等の処理施設で処理した上で排水している場合は、処理施設での処理プロセスのデータを収集する。処理施設で発生する汚泥等の取扱いは、前述の「廃棄物等の取扱い」に従う。

- ・ 自家発電の取扱い

事業者の業務範囲内で自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種ごとに収

集する。

- ・ 蒸気の取扱い

事業者の業務範囲内で蒸気を自ら供給および使用している場合は、蒸気の生成に要した燃料の使用量を燃料種ごとに収集する。

- ・ 地下水の取扱い

事業者の業務範囲内で用水に地下水を使用している場合は、取水と場合によっては消費を計上する。また、地下水のくみ上げや地下水の浄化に必要なエネルギーの使用量を計上する。

- ・ 収集データのばらつきが大きいと想定される場合の取扱い

複数の技術や複数の工場、複数の企業からデータ収集した場合など、収集データにばらつきが大きいと想定される場合は、一次データの品質基準を満たしていることに十分に注意する必要がある。

1.8.3.2 原単位

原単位を一次データにより作成する場合は、投入物に係る負荷だけでなく、製造時に生じる「廃棄物等」、「廃水」の処理施設への輸送と処理に係る負荷も加算しなければならない。また、算定対象とする製品のサプライチェーン上に位置する PCR が存在する場合には、当該 PCR を引用する形で一次データを収集して原単位を作成することが望ましい。

注：例えば、容器包装の原単位を一次データとして収集する場合は、容器包装の PCR に基づいてデータ収集を行うことが望ましい。

- ・ 公開されている検証合格済みデータから得た原単位

当該製品のライフサイクルで、検証合格製品あるいはその類似製品を使用している場合には、検証合格製品の宣言から得られた原単位を一次データとして使用してもよい。ただし、宣言に記載された情報が、当該製品において公開する情報をカバーしており、かつ一次データの要求事項を満たしている場合に限る。

つまり、CFP の検証合格製品の宣言を原単位として用いた場合、気候変動のみの開示しかできない。エコリーフの宣言を原単位として用いた場合、基本フローおよび影響領域が一致した項目しか算定に使用することはできない。

また、当該製品のライフサイクルで使用しているものが同一製品ではなく、類似製品の場合であり、前項の一次データ品質基準を満たさない場合は、一次データとして使用することはできないが、二次データとして使用することができる。

- ・ 事業者またはサプライチェーン上の協力者が収集したデータから得た原単位

事業者またはサプライチェーン上の協力者が収集した一次データに基づき算定した原単位は、一次データとして使用してもよい。ただし、事業者またはサプライチェーン上の協力者が収集した一次データは前項の一次データ品質基準を満たす必要がある。

1.8.4. 二次データの品質基準

二次データを収集する際に求められるデータ品質については、次の通り定める。

【時間に関する範囲の基準】

- ・ 事業者が独自に収集する場合は、直近の 5 年間のうちの任意の 1 年間とする。または、同等の妥当性が得られる範囲とする。
- ・ 5 年以上経過したものについては見直しを行い、その妥当性を確認する。

【技術の範囲の基準】

- ・ 当該製品の生産技術と類似性が高いこと。または、当該製品の製造技術であること。

【再現性の基準】

- ・ データの出典が公開されていること。公開されているとは、一般公開だけでなく、書籍・雑誌での公開や会員限定の公開、ソフトウェア上での公開等も含む。

公開する影響領域の算定結果に対して 20%を越えるデータ収集項目については、この品質基準を満たさなければならない。なお、該当する PCR で具体化されている場合はその規定に従う。

1.8.5. 二次データの収集方法

該当する PCR で具体化されている場合はその規定に従う。

家畜、堆肥、または土壌から生じた CO₂ 以外の温室効果ガス（例えば施肥起因の N₂O）の算定は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）または IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories（IPCC）などの国際的に認可されている文献に記載されている考え方ならびに方法に従う。

その他の環境負荷についても同様に、国際的に認可されている文献等に記載されている考え方ならびに方法がある場合は、これに従う。

1.8.5.1 活動量および活動量を求めるための係数

次のデータを使用することができる。

- ・ 協会が提供する地点間の輸送距離
- ・ 協会が提供する燃料の単位発熱量
- ・ 該当する PCR 記載シナリオの値
- ・ 日本国温室効果ガスインベントリ報告書（国立環境研究所）
- ・ IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories（IPCC）
- ・ LCA 日本フォーラムデータベース
- ・ その他公開されている文献・資料のデータ

1.8.5.2 原単位

事業者は、原単位として「指定データベースのデータ」、レビューパネルで認められた「登録データ」、および「検証合格済みの宣言」を使用することができる。事業者は、原単位のシステム領域を考慮して申請製品の活動量に該当する原単位データを選択する。事業者は算定の基本とするデータベースを決定し、適切な原単位が無い場合のみ登録データ等を補完的に用いるものとする。

検証合格済みの宣言を二次データとして使用する場合、CFPの検証合格製品の宣言を原単位として用いた場合は、気候変動のみの開示しかできない。エコリーフの宣言を原単位として用いた場合は、基本フローおよび影響領域が一致した項目しか算定に使用することはできない。

1.9. 輸送の取り扱い

輸送時の燃料消費に伴う環境影響の算定方法については、附属書Bに定める。

1.10. 配分(アロケーション)の原則

プロセスから複数製品が出力される場合、入力フロー及び出力フローを複数製品間で配分する必要が生じるため、次の段階的な手順に従って配分を取り扱わなければならない。

- a) ステップ1：可能な場合は、次のいずれかによって配分を回避することが望ましい。
 - 1) 配分対象の単位プロセスを二つ以上の数の小プロセスに細分割して、これらの小プロセスに関連する入力フロー及び出力フローのデータを収集する
 - 2) 共製品に関連する追加機能を含めるよう製品システムを拡張する
- b) ステップ2：配分が回避できない場合、システムの入力フロー及び出力フローを、異なる製品又は機能の間でそれらの間に内在する物理的な関係を反映する方法で分割して配分することが望ましい。すなわち、そのシステムによって提供される製品又は機能の量的な変化に伴って、入力フロー及び出力フローが変化する関係により配分する方法であることが望ましい。

注： 例えば、共製品の間で、製品の質量、熱量、数量や作業面積等に比例させて配分してよい。
- c) ステップ3：物理的な関係だけを配分の根拠として使用できない場合、入出力フローは、製品と機能との間でその他の関係を反映する方法によって、配分することが望ましい。

注： 例えば、環境上の入出力フローのデータは、共製品の間で、製品の経済価値に比例させて配分してよい。貴金属類など軽量・高付加価値な商品が混流している場合は金額比で配分することが妥当とされるケースもありうる。

出力フローは、部分的に共製品であり、かつ、部分的に廃棄物である場合がある。その場合、入出力フローは、共製品の部分に対してだけ配分しなければならない。共製品であるかどうかは社会的に総合的な判断によって決定する。

注： 例えば、主生産物と比較して経済価値が著しく小さい副生産物は、共製品には含めずに

廃棄物等とし、配分の対象としない。

配分の手順は、製品システムの類似の入出力フローに対して、統一的に適用しなければならない。

注：例えば、システムから出力される使用可能な製品（例えば、中間製品又は使用済みの製品）に対して配分が行われるとき、配分の手順は、そのシステムに入力される製品に使用される配分の手順と同様の手順を適用しなければならない。

1.10.1. リユース・リサイクルにおける配分の取り扱い基準

配分の原則はリユース・リサイクルの場合にも適用する。配分の回避ができない場合は次の基準で配分することが望ましい。

- ・ オープンループ型の場合

廃棄物等の内、リサイクルされるものについては、リサイクルの準備処理を行うサイトまでの輸送プロセスからリサイクルの準備処理までを製品システムに含むものとする（図1参照）。製品システムから出力されるリサイクルの準備の整ったものは配分の対象としない（配分係数をゼロとして取り扱う）。ただし、この方法で配分することが適切でない場合には、配分の原則のステップ2およびステップ3に挙げる方法で適切な配分方法を検討することとする。

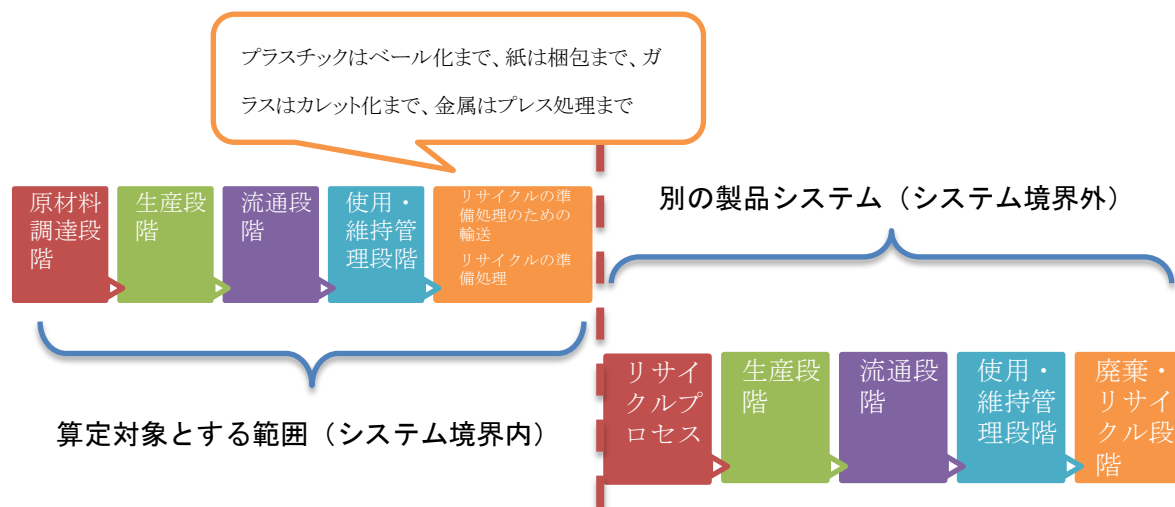


図1 オープンループ型リサイクルに関するシステム境界の設定例

廃棄物等の内、リユースされるものについては、廃棄時点までを製品システムに含むものとする（図2参照）。リユースされるものは配分の対象としない（配分係数をゼロとして扱う）。

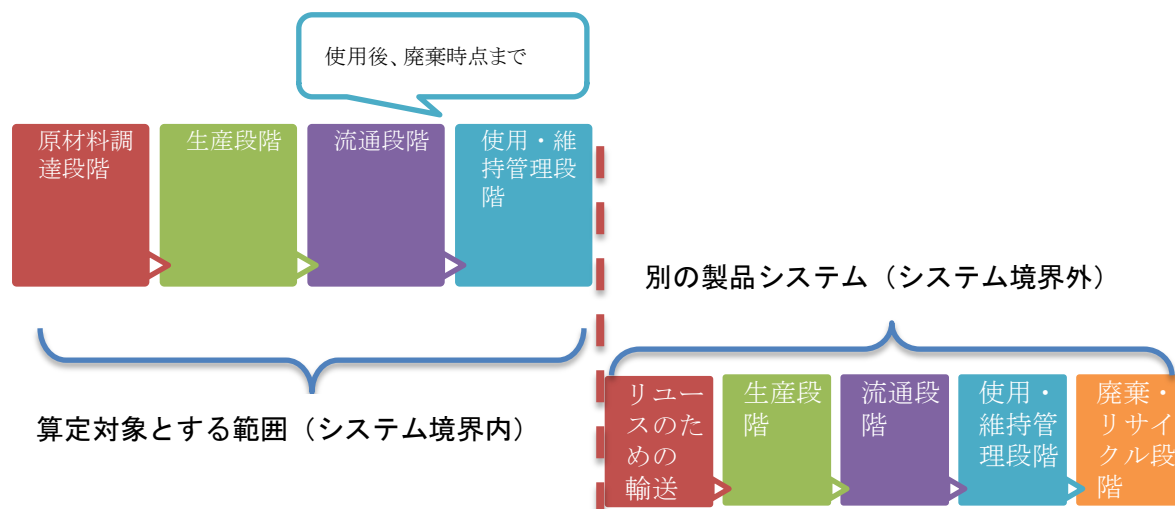


図2 オープンループ型リユースに関するシステム境界の設定例

- ・ クローズドループ型の場合
リユース・リサイクルされるものは配分の対象としない。

1.11. 代替システムの控除の取り扱い

配分の回避のため共製品に関連する追加機能を含めるよう製品システムを拡張した場合、共製品と同等の機能を有する製品システム（代替システム）による控除分を追加情報として表示することができる。ただし、この場合は、代替システムと共製品の機能の同等性や適切性について注意して評価しなければならない。また、製品システムの一貫性に注意する。そのため、PCRで定められている範囲や条件等を満たす場合に限り行うことができる。リユースやオープンループ型リサイクルによる間接影響を控除する場合も同様とする。

1.12. バイオマスの取り扱い

持続可能な方法で管理されているバイオマスや、廃材等の再利用品のバイオマスを燃焼・生分解する際に発生するCO₂は、PCRで特に定められている場合を除き、原則として気候変動の影響領域指標に計上しない。これは、バイオマスは生産（成長）時に大気中のCO₂を固定しており、その燃焼・生分解に際して発生するCO₂はこれと等価であるためである。

注：例えば、循環資源である木材も、過剰に使用されると、成長が伐採に追いつかなくなる問題も予想される。そのため、適切に植林・管理されている森林から調達した木材や廃材等の再利用品でなければならない。

なお、バイオマスの生産・輸送等のために投入される活動に伴うCO₂排出や、生分解する際に発生するメタン等の温室効果ガスの排出は製品システムに加える必要がある。

1.13. カーボンオフセット等の取扱い

気候変動の影響領域指標の算定には、カーボンオフセット等による相殺を含めてはならない。

1.14. CO₂の遅延排出並びに製品への炭素貯蔵の取扱い

耐久財の場合、製品の想定寿命が数十年以上になる場合がある。この場合において、製品の使用、廃棄やリサイクルの際にアウトプットは生産時点から遅延して排出されることになる。いずれにしても、遅延による影響や製品への炭素貯蔵等の影響を考慮せずに算定しなければならない。

1.15. 各ライフサイクル段階での環境負荷の計上方法

各ライフサイクル段階で発生する廃棄物等（生産段階における端材や流通段階における輸送用梱包材等）の、排出元から処理施設（最終処分場またはリサイクル準備処理施設）までの輸送、および処理に伴う環境負荷は、廃棄・リサイクル段階ではなく、廃棄物等が発生した各ライフサイクル段階にて計上する。

各ライフサイクル段階で発生する原材料の歩留まりロス分（生産段階における端材等）の原材料調達～生産にかかる環境負荷は、ロスが発生したライフサイクル段階ではなく、その原材料の調達に係るライフサイクル段階で計上する。

PCR において、製品システムに含まれる各プロセスは、各ライフサイクル段階に区分される。しかし、事業者の生産プロセスの実態等により、特定のプロセスのライフサイクル段階区分が適当でない場合がある。その場合は、当該プロセスは PCR で区分している以外のライフサイクル段階に区分して計上してもよい。

1.16. 算定根拠の整理

算定の過程が分かるように、各根拠資料と各データ収集項目との対応関係が明確になる形で根拠資料を整理しなければならない。

1.17. シリーズ製品の取扱

製品の仕様と影響評価結果の対応関係において共通の特性を有する製品群について、その特性をもって宣言を系統的に開示することは、算定・宣言プロセスを簡素化できるだけでなく、宣言の読み手に対しても情報を幅広く入手する機会が拡大されることが期待される。このため、製品仕様と影響評価結果の対応関係において、共通の特性を有する製品群を、ここではシリーズ製品と呼ぶことにし、このシリーズ製品の単位で宣言を登録公開することができることとする。

シリーズ製品として算定を行う場合は附属書 D（規定）に従わなければならない。

2. 宣言の原則

2.1. 宣言の基本

宣言とは、PCR および算定結果に基づいて開示される本プログラムウェブサイト掲載の情報である。

宣言には複数の影響領域を対象としタイプ III 環境宣言を行うエコリーフと、気候変動のみを対象とし CFP 宣言を行う CFP の 2 種類があり、事業者が選択する。

事業者が宣言によるコミュニケーションを行う場合、CFP マークもしくはエコリーフマークの使用を伴うことを基本とする。

2.1.1. 宣言を行おうとする事業者等の基本条件

当該製品のブランドを決定できる立場の事業者および当該事業者から委託を受けた者等が宣言を行うことができる。なお、個社に限らず工業会等の事業者のグループであってもよい。

宣言を行おうとする事業者等は、次のルールを遵守しなくてはならない。

- ・ 環境負荷の継続的削減に向けて努力すること。ただし、具体的な数値目標は義務付けない。
- ・ 製品表示に係る各種法令（不当景品類及び不当表示防止法、計量法等）に従うこと。本プログラムにおいて検証に合格することは、各種法令への適合を示すものではない。
- ・ コミュニケーションにおいては、本プログラムの運用において定められる共通のマークおよび各種表示様式を用いること。
- ・ 本プログラムを活用したコミュニケーションにおいて、消費者や読み手（以下「読み手」という）の誤解を招きやすい表現や他社製品との比較などを行わないよう十分に注意すること。

2.1.2. 宣言の基本ルール

宣言の対象は、一般に公開された情報を利用する消費者や事業者等の利害関係者とする。

宣言においては、情報の受け手にとってわかりやすく、誤解を招きやすい表現を避けたものとする。具体的な内容は、「環境表示ガイドライン（環境省、平成 25 年 3 月改訂）」を参照する。

宣言は透明性の観点から出来る限り多くの分かりやすい情報を公開するべきである。ただし、事業者の機密情報の秘匿性担保も重要であるため、機密情報については公開しなくてもよい。

注：例えば、段階別の算定結果について原材料調達段階と生産段階を合算して表示することや、段階を細分化してプロセスごとに表示することを認める。

シリーズ製品の取り扱いに基づいて算定した場合は、その旨を記述する。

また、算定結果の表示桁数は 3 桁目を四捨五入し 2 桁を原則とする。

2.2. エコリーフ宣言の内容

2.2.1. エコリーフ宣言の定義

エコリーフ宣言とは、複数の影響領域について、PCR および算定結果に基づいて開示される本プログラムウェブサイト掲載の情報である。

2.2.2. エコリーフ宣言の構成

エコリーフ宣言は、原則2つのシートから構成され各シートには以下の内容が記載される。

<シート 1>

但し、「*」は検証合格後に確定する。

- ① 登録事業者名
- ② 登録製品名称
- ③ 製品写真
- ④ 算定単位
- ⑤ 算定対象段階
- ⑥ 製品の型式、主要仕様・諸元（シリーズ製品として登録の場合は対象製品の説明）
- ⑦ 製品に関する問い合わせ先
- ⑧ 登録番号*
- ⑨ 適用 PCR 番号
- ⑩ PCR 名
- ⑪ 公開日*
- ⑫ 検証合格日*
- ⑬ 検証方式
- ⑭ 検証番号
- ⑮ 検証有効期間*
- ⑯ PCR 認定日等（認定日、改定日、更新日）
- ⑰ PCR レビューパネル委員長
- ⑱ 第三者検証者

<シート 2>

- ① ライフサイクル影響評価結果
- ② ライフサイクルインベントリ分析関連情報
- ③ 材料及び物質に関する構成成分
- ④ 廃棄物関連情報
- ⑤ 算定結果に関する追加情報
- ⑥ その他環境関連情報
- ⑦ 使用した原単位の考え方

2.2.3. 記載内容の詳細

宣言のシート2に記載する内容の詳細は以下の通りとする。

① ライフサイクル影響評価（LCIA）結果

影響領域のうち、任意で選択した 3 つ以上の影響領域についてライフサイクル影響評価結果を開示する。PCR で開示する項目が定められている場合は、PCR の内容に従う。

開示する影響領域を選択する際には、以下の視点に留意する。

- ・社会的に重視されている影響領域
- ・当該製品において、大きな影響を与える影響領域
- ・当該影響領域の結果の不確実性

② ライフサイクルインベントリ分析（LCI）関連情報

少なくとも 2 つ以上の LCI データ（基本フロー）について結果を開示する。PCR で開示する項目が定められている場合は、PCR の内容に従う。

開示するデータを選択する際には、以下の視点に留意する。

- ・当該製品において、環境に大きな影響を与える項目
- ・開示する影響領域において、大きな影響を与える項目
- ・当該事業者、サプライチェーンにおいて継続的削減が求められる項目

③ 材料及び物質に関する構成成分

製品を構成する材料・物質について、物理量または製品総重量に対する重量比率を記載する。PCR で記載方法が定められている場合は、PCR の内容に従う。

開示する素材・構成物質を検討する際は、以下の視点に留意する。

- ・製品重量に占める割合が大きい素材・物質を優先的に記載する。
- ・開示する影響領域において寄与度の高い素材・物質は重量に関わらず記載する。
- ・環境影響の小さいものは「その他」としてまとめて計上してよい。
- ・素材・構成物質の合計値は重量比率の場合は 100%、重量の場合は製品重量と同量となるように記載することが望ましい。

④ 廃棄物関連情報

発生する廃棄物（有害及び非有害廃棄物）の量及び種類といったその他のデータを記載することが望ましい。有害廃棄物の定義は法令に従う。

⑤ 算定結果に関する追加情報

「算定結果に関する追加情報」とは、算定結果に関連した補足情報であり、事業者と読み手のコミュニケーションのために用いられる。また、読み手の誤認を避けるために表示を必須とするものと、コミュニケーションを促進するために表示が推奨されるもの、および表示することが可能であるものがある。

算定結果に関する追加情報として認められるのは、以下を満たす情報である。

- ・算定結果と関係のある情報であること
- ・本文書、あるいは該当 PCR で認められた情報であること

シリーズ製品として算定を行った場合は、その説明を記載すること。

⑥ その他の環境関連情報（追加的環境情報）

ライフサイクルインベントリ分析（LCI）、ライフサイクル影響評価（LCIA）から得られた情報以外の、環境関連事項について必要に応じて記載する。製品の環境影響に関係しない製品の安全性に関する情報及び指示を混同して記載してはならない。

記載にあたっては次のことを考慮することが望ましい。

a) 次の環境事項に関する情報

- 1) 生物多様性への影響及び潜在的影響
- 2) 人の健康及び／又は環境に対する毒性（有害物質に関する情報）
- 3) ライフサイクルのすべての段階にかかわる地理的側面（例えば、潜在的環境影響と製品システムの所在との関係についての議論）

b) 環境的に重要であれば、製品特性に関するデータ

c) 環境マネジメントシステムの順守状況及び当該環境マネジメントシステムの細目の入手方法

d) 製品に適用される他の環境認証プログラム及び当該認証プログラムの細目の入手方法

e) リサイクル又は回収プログラムへの参加など組織の他の環境活動。ただし、これらのプログラムの詳細を購入者又は利用者が容易に入手でき、連絡用の情報が提供される場合とする。

f) LCA によって得られた情報ではあるが、代表的な LCI 又は LCIA に基づく書式において提供されていない情報

g) 効率的な使用に関する指示及び限界

h) 人の健康及び環境への危険及びリスクアセスメント

i) 特定の地域で環境的に重要とみなされる材料の製品における含有していない、又は含有量に関する情報

j) 使用済み製品に関して望ましい廃棄物管理の選択肢

k) 環境に影響を及ぼし得るできごとへの可能性

⑦ 使用した原単位の考え方

使用した原単位について、バージョン情報を含め記載すること。

2.2.4. エコリーフマーク

エコリーフ宣言を行った事業者、製品はエコリーフマークを使用することができる。エコリーフマークは原則として、製品本体または製品の包装上に貼付する。その他、ウェブサイト、パンフレット、環境報告書、値札、店頭、QR コード、その他別途検討する手法の中で、事業者が選択するものとする。ただし、利害関係者に誤認を与える方法を選択してはならない。使用にあたっては登録公開規程に従うこと。

2.3. CFP 宣言の内容

2.3.1. CFP 宣言の定義

CFP 宣言とは、気候変動について、PCR および算定結果に基づいて開示される本プログラムウェブサイト掲載の情報である。

2.3.2. CFP 宣言の構成

CFP 宣言は、原則 2 つのシートから構成され各シートには以下の内容が記載される。

<シート 1>

シート 1 の構成はエコリーフと同様のため、2.2.2 エコリーフ宣言の構成を参照のこと。

<シート 2>

- ① CFP 算定結果
- ② 算定結果に関する追加情報
- ③ その他の環境関連情報
- ④ CFP 算定結果の解釈
- ⑤ 使用した原単位の考え方

2.3.3. 記載内容の詳細

宣言のシート 2 に記載する内容の詳細は以下の通りとする。

① CFP 算定結果

CFP 算定結果とは、影響領域のうち、気候変動（IPCC 第 5 次報告書の 100 年指数）の算定結果を指す。また、数値表示とは、CFP 算定結果に基づいて CFP マーク上に表示する数値である。なお、マーク上に数値表示を行うか否かは事業者が選択するものとする。

数値表示の単位の例は次のとおりであり、算定単位に限らず、CFP を用いたコミュニケーションの目的に応じて事業者が選択するものとする。

注： 数値表示の単位の例

- ・ 100 ワットの明かり 1000 時間あたり
- ・ 製品 1 個あたり
- ・ 製品 5 個セットあたり
- ・ 内容量 100g あたり
- ・ 材積 1 m³あたり
- ・ 削減率（例：対基準年比の排出量削減率、等）
- ・ 数値なし（CFP マークのみの表示）

算定結果の表示桁数は 3 桁目を四捨五入し 2 桁を原則とする。削減率等の比較表示をする場合も同様とする。

注： 例えば、CFP 算定結果が「123g」の場合「120g」と表示する。比較表示をする場合、

比較対象製品間の差分は四捨五入前の桁数である3桁から求め、差分の3桁目を四捨五入する。

CFP マークへの表示はその CFP 算定条件に基づいた CFP 算定結果に代表性があると想定される範囲においてのみ表示することができる。

注： 例えば、使用済み製品の廃棄方法について、当該使用済み製品の廃棄実体に合ったシナリオで評価した場合には数値表示をすることができるが、100%リサイクルした場合などの仮定において CFP 算定を行った場合には、代表性があるとはいえないため CFP マーク上に数値表示を行うことはできない。

② 算定結果に関する追加情報

「算定結果に関する追加情報」とは、CFP 算定結果に関連した補足情報であり、事業者と読み手のコミュニケーションのために用いられる。また、読み手の誤認を避けるために表示を必須とするものと、コミュニケーションを促進するために表示が推奨されるもの、および表示することが可能であるものがある。CFP マークを使用する際は、CFP マークの近傍に表示する。

算定結果に関する追加情報として認められるのは、以下を満たす情報である。

- ・ CFP 算定結果と関係のある情報であること
 - ・ 本文書で認められた情報である、あるいは、該当 PCR で認められた情報であること
- シリーズ製品として算定を行った場合は、その説明を記載すること。

注： カーボンオフセットクレジットに関する情報などの本プログラム保証外の情報を CFP マークの近傍に表示することを妨げるものではない。

【表示を必須とする追加情報】

- ・ 数値表示の単位 (例：製品 1 個あたり、内容量 100g あたり、1 食あたり等)。
- ・ 特定のライフサイクル段階を算定対象外とする場合は、算定対象としたライフサイクル段階 (プロセスやフローでもよい)、または算定対象外としたライフサイクル段階 (プロセスやフローでもよい)。文字による説明だけでなく、図示やライフサイクル段階の構成比の円グラフ表示等で表現しても良い。
- ・ 工業会等の事業者のグループの平均値を算定した場合は、その旨 (例：この数値は、〇〇工業会の工業会平均値です)
- ・ 削減率等の比較表示をする場合は、附属書 C (規定) に記載されている比較表示の要件
- ・ 耐久消費財の場合は、数値表示に関連する想定寿命 (例：LED 電球の想定寿命は 10 年間)
- ・ 代替システムの控除をする場合は、控除した代替システムと代替システムの CO₂ 排出量
- ・ 先に認定されている他の PCR と対象とする製品に重複がある場合で、かつ PCR の違いが読み手の誤認につながる恐れがある場合は、他の認定 PCR との違い (例えば、算定対象としているプロセス等) の情報
- ・ その他、PCR で定められている情報

CFP マーク上に数値表示をしない場合は、以上の項目についてマークの近傍に追加表示する必要は無い。

【表示を推奨する追加情報】

- ・ ライフサイクル段階別やプロセス別、フロー別等の CO₂ 排出割合についてのグラフ表示。

【表示可能とする追加情報の例】

- ・ 製品システムに代替システムを含めない場合における、代替システムの控除分の CO₂ 排出量（リユース・リサイクルによる間接影響を含む）
- ・ 木材を使用した製品の場合における、製品中の CO₂ の遅延排出並びに炭素固定に関する情報。
- ・ 事業者の CO₂ 排出量削減の数値目標やその達成度
- ・ 簡略化したライフサイクルフロー図
- ・ 使用方法に関する表示（例：「こういう使い方をすれば、表示よりも CO₂ 排出量が少なくなります」）
- ・ 容器リサイクルに関する表示（例：使用後の空容器のリサイクルを促進するため「この容器が 100%リサイクルされると表示以上に CO₂ 排出量が少なくなります」）
- ・ システム拡張をする場合は、追加した機能
- ・ その他の理解しやすい単位での数値表示

③ その他の環境関連情報

CFP 算定結果から得られた情報以外の、環境関連事項について必要に応じて記載する。製品の環境影響に関係しない製品の安全性に関する情報及び指示を混同して記載してはならない。

記載する情報については 2.2.3.⑥を参照のこと。

④ CFP 算定結果の解釈

事業者は CFP 算定結果の解釈を行わなければならない。解釈には、CFP 算定結果の限界や、不確実性に関する記述が含まなければならない。

⑤ 使用した原単位の考え方

使用した原単位について、バージョン情報を含め記載すること。

2.3.4. CFP マーク

CFP マークは、CFP の算定・宣言案を作成し、検証に合格した場合に使用することが出来る。

CFP マークは、原則として、製品本体または製品の包装上に貼付する。その他、ウェブサイト、パンフレット、環境報告書、値札、店頭、QR コード、その他別途検討する手法の中で、事業者が選択するものとする。ただし、利害関係者に誤認を与える方法を選択してはならない。

注：例えば、印刷物として CFP 算定・宣言を行った場合、そのコンテンツを電子媒体など別の形で提供する際には、CFP マーク等の表示を外すか、印刷物としての CFP の数値であることが分かるように表記しなければならない。

中間財であっても CFP マークを表示することができる。ただし、読み手の誤認を避けるため、CFP 算定対象部分（例えば「容器のみ評価」など）を追加情報に表示しなければならない。製品の容器など最終財上に中間財マーク表示を希望する場合は、読み手の誤解を避ける表示方法を十分に検討し、手だてを講じなければならない。

使用にあたっては登録公開規程に従うこと。

2.4. 製品間比較の取り扱いについて

本プログラムにおける算定結果の製品間比較表示とは、二つ以上の異なる算定結果を、一つの宣言において、「比率」または「併記」の形で表示することとする。なお、削減率は比率に含まれる。

一般的に LCA 手法上の限界の観点から(注)、異なる製品間の数値比較を行う際には一定の条件を満たす必要がある。本プログラムでは製品間比較を行う場合の条件を以下に定める。

- 1) 同一事業者における製品間比較であること。
- 2) 同一事業者における算定結果の比較の表示を行う場合は附属書 C (規定) に従わなければならない。

2.4.1. 他事業者との製品間比較について

他事業者との製品間比較は当面追求しない。

注：LCA 手法の限界としては、利用可能な原単位データのデータ品質、算定ルールの一貫性などが挙げられる。

2.4.2. 市場における数値比較の回避について

市場において開示された環境影響結果数値の比較に関する誤認を回避するため、協会は策を講じることとする。

2.4.3. 他のプログラムによる算定結果との製品間比較について

本プログラムの算定結果は他のプログラムの要求事項に従って作成された算定結果と比較することはできない。

附属書 A: 対象とする影響領域および特性化モデル(規定)

	影響領域	影響評価モデル	単位
1	気候変動 IPCC 2013 GWP 100a	100年指数 (第5次報告書) (IPCC 2013)	kg-CO _{2eq}
2	オゾン層破壊	ODP (WMO 1998)	kg-CFC-11 _{eq}
3	酸性化	DAP (LIME, 2006)	kg-SO _{2eq}
4	都市域大気汚染	UAF (LIME, 2006)	kg-SO _{2eq}
5	光化学オキシダント	OCEF (LIME, 2006)	kg-C ₂ H _{4eq}
6	有害化学物質(発がん性)	HTPcancer (LIME, 2006)	kg-C ₆ H _{6eq}
7	有害化学物質(慢性)	HTPchronic disease (LIME, 2006)	kg-C ₆ H _{6eq}
8	水生生態毒性	AETP (LIME, 2006)	kg-C ₆ H _{6eq}
9	陸生生態毒性	TETP (LIME, 2006)	kg-C ₆ H _{6eq}
10	富栄養化	EPMC (LIME, 2006)	kgPO _{43-eq}
11	土地利用(維持)	LOF (LIME, 2006)	m ² a
12	土地利用(改変)	LTF (LIME, 2006)	m ²
13	資源消費	1/R (LIME, 2006)	kgSb-eq

附属書 B: 輸送時の燃料消費に伴う環境影響の算定方法(規定)

【輸送(国内)に関する規定】

- ・ サイト間輸送プロセスの影響がライフサイクル全体に対し無視できないほど大きい場合は算定範囲に含める。
- ・ 以下に記す、燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかの手法を用いて算定する。ただし、いずれかの手法においても算定が困難な場合は、その他の手法により算定することができるが、その手法および妥当性については PCR または検証の際に示すこととする。
- ・ 輸送距離の測定は、実測に加えナビゲーションソフトからの情報を一次データとみなしてもよい。
- ・ 輸送ルートが複数ある場合の一次データは、すべてのルートのデータを輸送重量により加重平均したものとする。ただし、輸送ルートが多岐にわたる場合、輸送量全体の 50% 以上について偏りの少ない方法で一次データを収集し、収集していないルートについては、情報を収集したルートの平均値を一次データとして代用してもよい。
- ・ 冷凍、冷蔵、チルドのトラック輸送を行う場合は、その温度維持に由来する負荷を考慮しなければならない。
- ・ 輸送シナリオは該当する PCR に記載されたものを用いる。なお、トンキロ法で収集する「輸送距離」「積載率」「車格」の 3 つのパラメータのうち、1 つないし 2 つを一次データに置き換えることができる。

【輸送(国際)に関する規定】

- ・ 国内輸送の場合に準ずる。ただし、対象国において輸送に関する国または民間の諸規定がある場合は、それに準じてデータ収集してもよい。

B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量 (L)」を収集する。
- 2) 燃料使用量 (L) と燃料種ごとの「供給・使用にかかる原単位」を乗算した結果得られる基本フローに基づき環境影響を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費 (km/L)」と「輸送距離 (km)」を収集し、次の式により燃料使用量 (L) を算定する。

$$\text{燃料使用量 (L)} = \text{輸送距離 (km)} \div \text{燃費 (km/L)}$$

- 2) 「燃料使用量 (L)」と燃料種ごとの「供給・使用にかかる原単位」を乗算した結果得られる基本フローに基づき環境影響を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率 [%]、輸送負荷 (輸送トンキロ) [tkm] を収集する。
- 2) 輸送負荷 (輸送トンキロ) [tkm] に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費の原単位」を乗算した結果得られる基本フローに基づき環境影響を算定する。

附属書 C: 自組織における環境影響結果の比較表示について(規定)

本プログラムにおける算定結果の比較表示とは、二つ以上の異なる算定結果を、一つの宣言において、「比率」または「併記」の形で表示することとする。なお、削減率は比率に含まれる。

自組織における算定結果の比較の表示を行う場合は本附属書の規定に従わなければならない。比較表示は、宣言、CFP マーク上の数値表示等で行うことができる。

比較を行う場合は、当該製品と比較対象となる製品について、有効期間が同等でなければならない。

<算定結果の比較表示の考え方>

1. 「比較表示」をする対象製品が備えるべき基本的な条件

本プログラムにおける「比較表示」においては、以下の条件を満たさなければならない。また、比較表示は機能単位を基本とし、基準フローでの比較表示も可能とする。

- ① 同一の PCR を用いて算定されていること。
- ② 同一事業者の製品の比較であること。
- ③ 機能単位が全く同一であること。(削減主張の場合は同等以下の機能単位との比較も可)
- ④ 同一もしくは同等の機能であること。(削減主張の場合は同等以下の機能との比較も可)
- ⑤ データの収集方法が同等であること。
- ⑥ 検証を受けた数値間の比較であること。
- ⑦ 比較条件や設定した機能について追加情報に記述すること。
- ⑧ 比較対象との差異 (削減ポイントのみならず増加のポイントも) を解説し追加情報に記述すること。

2. 比較表示において求められる要件

① 同一もしくは同等の機能の考え方

- ・ 同一あるいは同等の機能であることを説明し、妥当性を示さなければならない。
 - JIS 規格等を活用して、同等であることを示してもよい。

② 機能単位の設定

- ・ 製品に対して機能単位は複数設定することができる。そのため、利害関係者に対して誤認を与えない最適な機能単位を事業者の責任で設定しなければならない。

注：例えば 5GB を有する新型 USB メモリと 1GB を有する旧型のものを比べた場合、保存容量は五倍になるかもしれないが、仮に 1GB の USB メモリで十分なユーザーがいた場合に、保存容量 1GB あたりの表示をすることが適切な表示か否かを検討する必要がある。次表参照。

表 USB メモリにおける CFP の表示イメージ (値は架空)

		新製品	旧製品
1	製品仕様 (メモリ容量)	5GB	1GB
2	製品一個あたり CFP 値	10kg-CO ₂ /個	5kg-CO ₂ /個
3	保存容量あたり CFP 値	2kg-CO ₂ /GB	5kg-CO ₂ /GB

③ 一次データと二次データ

- ・ 算定においては、比較対象とする製品がともに同じ原単位データベースを用いなければならない。(つまり、過去の検証結果が別の原単位データベースを用いていた場合、再検証を受ける必要がある。)

④ 過去のデータとの比較

- ・ 過去の製品との比較について、検証可能な範囲において比較しても良い。
 - 比較対象製品が10年前のデータであっても、検証を受けられるならば、比較表示をすることができる。

⑤ 削減率の表示基準

- ・ 削減率の表示をする際、一定水準以上の削減率を実現しない場合には、削減率表示を認めるべきでないという考え方もあるが、データ収集方法が同等であるならば、削減率が小さくとも表示しても良い。

⑥ 部分削減表示

- ・ ライフサイクル全体での比較表示（削減率等）をした上で、一部のライフサイクル段階等に限定した部分削減表示や削減ポイントなどを追加表示してもよい。ただし、追加表示する場合には読み手に誤認を与えないなど、特段の配慮が求められる。

⑦ 比較対象の設定

- ・ 現実的にあり得ないシナリオに基づいて比較することはできない。
- ・ 現実よりも悪い設計値に基づいて比較することはできない。
- ・ 比較対象との差異（削減ポイントのみならず増加のポイントも）を明確に説明できなければならない。
- ・ 同時期に販売する製品と比較する場合は、客観的に最も標準的と思われる製品を比較対象製品とすることが望ましい。

⑧ 比較の環境負荷項目の設定

- ・ エコリーフによる開示の場合、トレードオフが発生する場合がある（例：気候変動の負荷は下がるが、富栄養化の負荷は上がる等）。比較結果を開示する場合は、ライフサイクル影響評価結果について、すべての影響領域を開示しなければならない。

注： 想定される比較表示の例

- ・ 算定結果の継時的変化（パフォーマンスストラッキング）
- ・ 使用する原材料の違いによる算定結果の比較
- ・ 製造方法の違いによる算定結果の比較
- ・ 流通・販売方法の違いによる算定結果の比較
- ・ 使用・維持管理方法の違いによる算定結果の比較
- ・ 廃棄・リサイクル方法の違いによる算定結果の比較

附属書 D: シリーズ製品の取り扱いについて(規定)

D1. シリーズ製品タイプ A: 1つのシリーズ製品で同じ算定値とするタイプ

シリーズ製品について、図 3 に示すように製品仕様の違いが算定結果の値にほとんど影響しない場合がある。この場合、シリーズ製品について宣言の対象とする影響領域指標の値がおよそ $\pm 5\%$ の範囲内に収まることが説明できる場合は、代表的な製品の算定結果をシリーズ製品に定義される複数製品の算定結果として用いてもよい。

なお、シリーズ製品の定義方法が PCR に記載されている場合は、その定義方法に従う。

注： シリーズ製品タイプ A の例

- ・ マーカーの色違い (赤、青、黄、緑、黒)、 マーカー1本あたりの影響領域指標

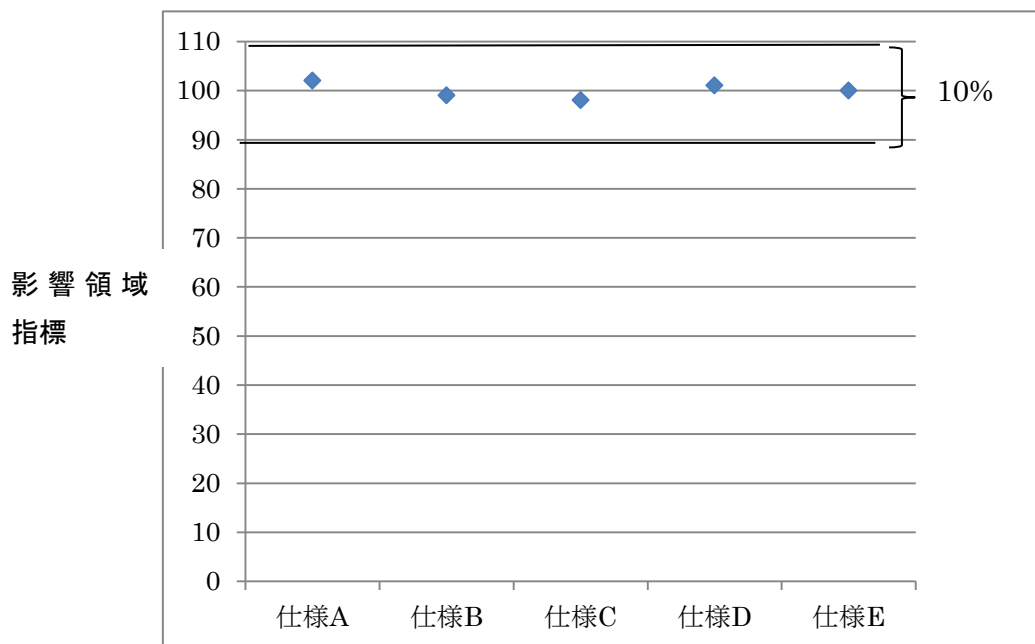


図3 シリーズ製品タイプ A のイメージ

D2.シリーズ製品タイプ B:1つのシリーズ製品について関係式から環境影響の値を推計するタイプ

シリーズ製品の環境影響について、特定の関係式が成立する場合、代表製品の影響領域指標からその関係式を用いて他の製品の影響領域指標を推計することができる。

シリーズ製品の宣言では、ライフサイクル段階別の影響領域指標の公開は代表製品についてのみでよい。

このとき次の要件を満たす必要がある。

- (1) 関係式に用いられるパラメータ以外の、主な機能や主な製造条件が同じであること。
- (2) 関係式の定義、関係式を用いた算定方法が PCR において定義されていること。
- (3) 関係式の成立理由が PCR に定性的に記載されていること。
- (4) 同じ製品について、関係式より算定した算定結果と、積み上げ法により算定した算定結果の値の乖離がおおよそ $\pm 5\%$ 以内の範囲に収まることが PCR で説明されていること。ただし、データ収集方法の変更（例えば、配分方法の変更）によって算定結果の値がこの範囲内に収まらない可能性がある場合はこの限りではない。

注： シリーズ製品タイプ B の例

- ・ 製品重量をパラメータとする例： 砂糖の製品重量違い、収納用什器のサイズ違い、衣服のサイズ違い
- ・ 製品の厚みをパラメータとする例： 平版印刷用 PS 版の厚み違い

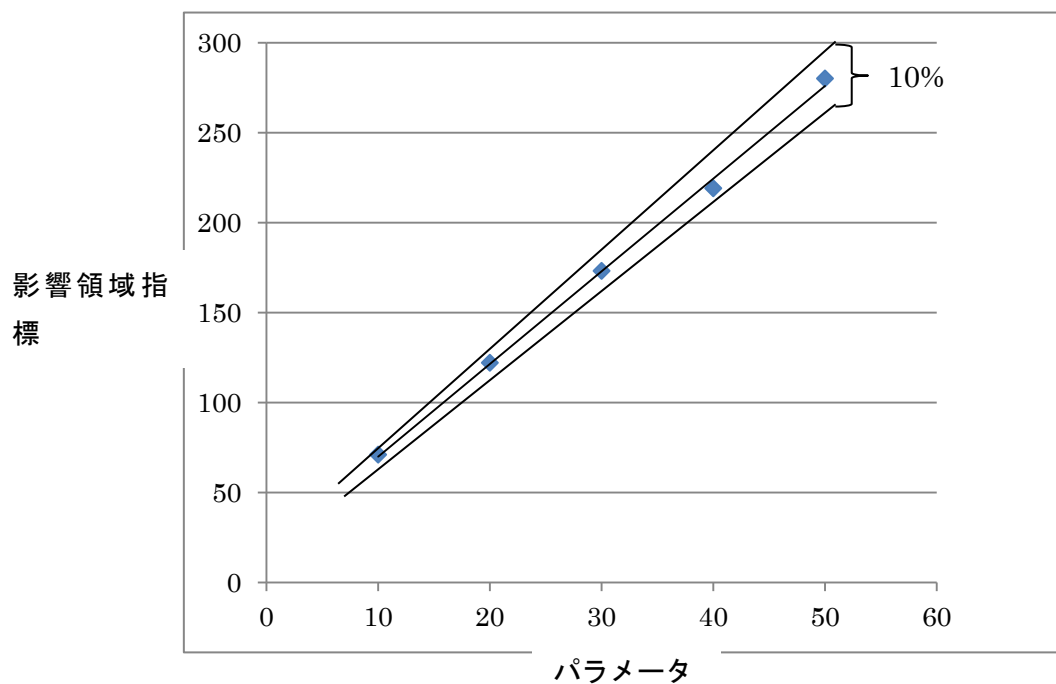


図4 シリーズ製品タイプ B のイメージ

附属書 E: 検証申請書チェックリスト

1. 「検証申請書」シート

No.	内容	注意点
1-1	検証申請書資料一式以外に、検証において配布を希望する資料がある場合、「添付資料」欄に記載されているか。	事務局はこの欄を確認し、追加的に資料を添付するか確認をするので、ここに記載がない場合は資料として配付されない。
1-2	ISO21930 への準拠としたい場合、その旨が「その他連絡事項」に記載されているか。	ISO21930 の内容は、通常の検証では確認されない。

2. 「フロー図」シート

No.	内容	注意点
2-1	当該製品のライフサイクルフローを適切に表現した図が記載されているか。	PCR で定められ、算定の対象としたライフサイクルの段階が網羅されているか。
2-2	フロー図の記載は、各段階の入力シートに対応した記載となっているか。	プロセス番号を付け、入力シートのどの項目に該当するかをわかりやすく記載すること。

3. 「製品構成図」シート

No.	内容	注意点
3-1	部品・付属品・構成などがわかるものになっているか。	製品カタログ等を添付資料として提出してもよい。算定に含むべき原材料・部品等の確認ができるような記載とすること。
3-2	「材料及び物質に関する構成成分」は完成製品の物理量が記載されているか。	
3-3	「材料及び物質に関する構成成分」は部品等の素材が記載されているか。	

4. 「入力(各段階)」シート

No.	内容	注意点
4-1	フロー図の記載内容と整合しているか。	
4-2	PCR で規定されている必要なデータ項目が収集されているか。	
4-3	収集した一次データの数値等の根拠となる情報「データの根拠」の参照番号が、適切に記載されているか。	番号がずれているケース、存在しない番号を参照しているケースが散見されるので注意すること。
4-4	各プロセスにおけるマテリアルバランスは確認されているか。	
4-5	原単位を引用している場合、「IDEA 原単位コード」が正しく記載されているか。「基本・利用・その他」の区分が適切に入力されているか。	
4-6	PCR 原単位を使用した場合、その原単位は当該製品の PCR で定められたものか。	入力上、他の PCR の原単位も選択することができるが、当該 PCR で認められている原単位のみしか使用することはできない。
4-7	データベース等からの転記ミスがないか。	桁や単位 (トン→kg) などの換算ミスが無いことを確認すること。
4-8	過小や過大となっているデータがないか、全 LC に対する寄与率や LC 段階別寄与率の情報を参考として確認するこ	一般論として、気候変動は主要な原材料や主要な生産工程の寄与率は高く、副資材や段ボールなどの副資材の寄与率は低いケー

	と。	スが多い。異常値と思われる場合は、データ収集のミスや、算定のミス、原単位の転記ミス等が想定されるため、重点的に確認すること。
4-9	エコリーフ、CFP 宣言認定製品の値を一次データとして利用している場合は、当該製品「そのもの」を利用していることを確認したか。	CFP 宣言を一次データとして使用した場合、CFP としてしか公開できないことに注意が必要。
4-10	カットオフされた項目があるか。カットオフがある場合、算定・宣言に関する要求事項および PCR に則って実施されているか。	カットオフ基準に照らして説明が難しい場合、類似製品の原単位のあてはめなどを行うことでカットオフを回避することもできる。
4-11	ライフサイクル全体への影響が大きいと想定される項目をカットオフしていないか。	特に大気・水圏等への直接排出や管理対象の有害物質については物理量が小さくても注意が必要である。
4-12	一次データ収集期間は PCR に規定された内容に準拠しているか。	直近 1 年間のデータが取れない場合は、その理由とともに、代替データの妥当性を判断しなければならない。なお、数ヶ月のデータを換算して 1 年間のデータとして代用する場合には、そのデータが過小評価ではないことを確認しなければならない。（例えば、空調を使うケースで、夏のデータの平均を用いていれば良いが、その場合であっても、夏が年間を通じて最大の電力使用になることを、更に過去のデータ等で示す必要がある。）
4-13	原単位が適切に選択および記載されているか。	海外の場合の取り扱い、類似品のあてはめ、データベースの選択、数値転記等について一次データおよび二次データの品質基準に照らし合わせて確認する。
4-14	歩留まり、ロスが適切に考慮されているか。	原材料投入量、各段階における輸送量等へのロス分の加算や、プロセス前後のマテリアルバランス等に注意する。
4-15	二次データの適用が多くみられる輸送プロセスにおいて、一次データを収集している場合、その数値は適切に算定されているか。	輸送距離、輸送重量、車格を確認すること。
4-16	配分方法の選択について、何を以って妥当性の判断が行われているか。配分の方法は PCR および算定宣言に関する要求事項に準拠しており、且つ妥当であるか。	具体的な用途によって妥当性を判断する必要がある（例：照明用電力なら、一般的には敷地面積配分法が妥当。ただし、工数配分法などにも場合によっては合理性があるため、照明用電力が個別にデータ収集困難な場合は、ライフサイクル全体への寄与率を加味しつつ、重量や個数配分も可能とする）。配分については、同工場で他製品を製造しているケースにおいて、電力等のユーティリティをどのように配分しているかがレビューパネルで論点にされることが多い。その為、この点の妥当性の確認については慎重に行う必要がある。安易に過小評価になっていないからと言って、過大に評価するのではなく、より実態に近く且つ妥当な配分方法とする必要がある。
4-17	積み上げによるデータが収集されている場合は、対象範囲（空調、照明、間接部門含む等）が適切か。	定格運転にもとづく理想的な条件に対して、実際の負荷率を計測しているかについても確認をすること。（ウォームアップや

		クールダウンを含めているか。含めていない場合は、過小評価にならないよう合理的な根拠があるか)
4-18	宣言認定製品の値を一次データの原単位として利用している場合は、当該製品「そのもの」を利用しているか、当該製品「そのもの」ではない場合は類似性が当該製品と同等であるか。	宣言認定製品の値を二次データの原単位として利用している場合は、当該製品との類似性が高いことを確認すること。
4-19	シナリオの選択及び内容が PCR に準拠しており、且つ十分な根拠に基づいているか。	申請者が PCR とは異なるシナリオを独自に設定することは出来ない。PCR のシナリオが実態にそっていない場合には、PCR の改訂を検討すべきである。ただし、輸送シナリオについては、距離、重量、積載率のいずれかの一次データを取得することができる場合は、その一次データで置き換えても良い。
4-20	同じ内容の根拠を繰り返し記載するのは避けて、参照番号を統一するなど、見やすさの工夫がなされているか。	

5. 「データの根拠」シート

No.	内容	注意点
5-1	算定の根拠となるエビデンスからの数値の転記について、適切に行われているか。	
5-2	エビデンスの名称等（社内情報システム名称や、データの出典の名称、データ作成者、作成日等）が明確になっているか。	算定の根拠となるエビデンスはすべて、登録公開を継続する限り保管されることを確認すること。
5-3	各データに関する説明が明確に記載されているか。有効数字を踏まえ、読み手が読みやすいように、簡潔に記載されているか。	小数点以下の数値を 10 ケタなど表示していると見にくいいため、見やすさを考えて表示をすること。
5-4	PCR で規定されているデータ項目の範囲が詳細でない場合に、具体的なデータ項目が特定できる形で記載されているか。	
5-5	算定の過程が分かるような形で、根拠資料とデータ収集項目との対応関係が明確にされているか。 データの根拠に関して、計算式の記載が妥当なものになっているか。	<p>計算式の根拠として以下のような記載方法が望ましい。</p> <p>■××プロセスにおける○○の投入量の根拠記載例</p> <p>[例 1] ・全○○消費量を一次データで取得 521kg (○○消費報告書 2017 年 4 月～2018 年 3 月) ・全生産量を一次データで取得 315kg (生産実績管理表 2017 年 4 月～2018 年 3 月) ・○○消費量÷全生産量=521/315=1.65 (製品 1 に対する比率)</p> <p>[例 2] 最終製品重量 (生産指示書) ÷最終製品歩留まり率 (歩留り計算表：工場長花田一郎作成) =原料使用量 5.2kg/0.86=6.0kg</p> <p>[例 3]</p>

		製品サイズ（「受注元票」）×処理回数（製品企画書）×サイズ・種類ごとの ○○投入量{（「材料購入実績書（年間）」）÷ 製品通しサイズ（実績調査票）} 120mm×3 回×0.0025kg/mm・回=0.9kg
--	--	---

6. 「宣言」シート

6-1. 「宣言」シート:共通

No.	内容	注意点
6-1-1	全般的に読み手に誤解を与えない表現となっているか。	読み手の立場に立って申請書を読み返して、ややこしい表現や、主語が明確になっていない文章、読み手によって解釈が変わるような文章などとなっているかを確認すること。
6-1-2	全般的に読み手が理解しやすい表現となっているか。	読み手が理解できない専門用語などが使用されていないか。また、製品情報について箇条書きを利用するなど、見やすさに工夫しているか。
6-1-3	全般的に本プログラムと関係がない（算定結果、環境と関連しない）製品の宣伝文句が記載されていないか。	宣言の様式全体が本プログラムでの検証対象であることから、製品情報や算定結果に関連のない記載は検証できない。 コミュニケーションの促進の意味で追加情報等に記載する情報は、今回の算定の結果から導き出されるもの、検証時に確認ができるものに限る。

6-2. 「宣言」シート:シート1(エコリーフ、CFP 共通)

6-2-1	「登録事業者名」は、検証を申請する製品のブランドを決定できる立場の事業者もしくは当該事業者から委託を受けた事業者名となっているか。	算定代行をしたコンサルタント会社など、当該製品との関連が直接ない事業者名を記載していないか。 この登録事業者名がウェブサイトの一覧に表示される。
6-2-2	「登録製品名称」については、検証対象製品の実態を適切に表現できているか。対象製品が限定的な商品であるにもかかわらず、製品名称が一般的な名称となりすぎている場合は不適當であり、具体的に製品を特定できる名称とする。	型番など、製品名から製品が連想できない製品の場合、読み手にわかりやすいよう、製品に関する補足説明をつける。 ・製品名称の前に一般の方にわかる製品ジャンルを記載する 例:「学校給食用食器 ABC-XYZ」 ・ある1つの製品について、条件の異なる複数のラベルを申請する場合には、製品名称の後ろに、算定条件を()で記載する。 例:「学校給食用食器 ABC-XYZ (100回使用)」 この登録製品名称がウェブサイトの一覧に表示される。
6-2-3	「製品写真」は検証対象製品の写真となっているか。	検証申請時に製品デザイン等が完成していない場合は、その旨を記載し、公開までに写真を掲載すればよい。
6-2-4	「算定単位」はPCRに準拠しており、且つ実際の算定方法と一致しているか。	「2セットで1製品」などと記載されている場合、算定単位が何を単位にしたのかわかりにくいことがあるため、前後の表現との関連も注意すること。

6-2-5	「算定対象段階」の記載は、PCR に準拠しており、且つ実際の算定方法と一致しているか。 中間財なのか、フルライフサイクルを対象としたのかがわかるようになっているか。	原則として PCR で定められたライフサイクル段階の名称を記載すること。
6-2-6	「製品の型式、仕様・諸元」の記載が当該製品に関する記載となっているか。 製品の型式については、検証を申請する特定の製品の型式となっているか。 仕様・諸元については、重量やサイズなど、商品の仕様・諸元が一目で理解出来るようになっているか。 シリーズ製品の場合、宣言の対象が複数製品であること、およびその仕様がわかる記載になっているか。	また、農産品等型式が存在しない場合は「型式」を表示しなくてよい。 (よくある事例) 「リサイクル 30%」という記載については、「リサイクル材を 30%使った製品」なのか、「製品が廃棄・リサイクル段階で 30%リサイクルされることを想定して算定されている」のかが不明瞭。 わかりやすく記載すること。
6-2-7	「問い合わせ先」に、宣言の問い合わせ先として適切な住所、電話番号、URL 等が記載されているか。	登録事業者と同一が基本であるが、宣言の問い合わせ対応が可能であれば別の事業者でも良い。
6-2-8	「適用 PCR 番号・PCR 名」で参照する認定 PCR の番号は検証申請時点での最新か。名称が適切か。「PCR 認定日等」および「PCR レビューパネル委員長」は最新の版の認定日等および委員長の名前が記載されているか。	検証申請後に認定 PCR が改訂された場合は、改訂後のものを使用する必要はないが、必要に応じて、改訂後のものを使用することができる。
6-2-9	「第三者検証者」欄に記載の規格に過不足はないか。	ISO21930 等、通常のプログラムで対応している以外の規格への準拠も必要な場合はその旨を記載する。なお、検証申請時に申し出ることが必要である。

6-3. 「宣言」シート: エコリーフ(シート 2)

No.	内容	注意点
6-3-1	(シート 2 全体) 記載する値は、計算結果のシートの値を正しく引用し、3桁目が四捨五入された表示桁数 2桁で入力されているか。	
6-3-2	①「ライフサイクル影響評価結果」は、PCR で定められたものを含め、少なくとも 3項目について段階別割合等のグラフと共に開示しているか。 値は「【結果】LC 影響評価」シートの値を正しく引用しているか。算定結果の「g、kg、t」等の単位は読み手に伝わりやすいかものが選択されているか。	開示する影響領域は、製品の環境情報として適切なものが選択されているか。 グラフは読み手の理解を助けるものであれば形式は問わない。
6-3-3	①「ライフサイクル影響評価結果」の「内訳」は「【結果】LC 影響評価」シートの値を正しく引用し、指数表記で記載されているか。 PCR で算定対象外と記載されている段階については「-」の記載がされているか。	6-3-2 で選択した影響領域の内訳の表示は必須とする。 全段階を個別に足し合わせた数値と合計値が合わない場合、枠外に「端数処理により合計欄の値と内訳の合計値は若干異なる場合があります。」の注を入れること。 算定の結果「0」の場合と、算定対象外の段階(「-」)は区別して表示する。
6-3-4	②「ライフサイクルインベントリ分析関連情報」は PCR で定められたものを含め、2項目以上を開示しているか。基本フローを合算して表示する場合、項目名	特殊な項目を設定した場合、「算定結果に関する追加情報」欄に補足情報を記載することが望ましい。

	に対して適切な基本フローを選択・合算しているか。	
6-3-5	③「材料及び物質に関する構成成分」欄は、%表示の場合、合算して100%となるような記載になっているか。重量表示の場合、製品重量と合うようになっているか。	「製品構成図」シートや算定データとの整合を確認すること。
6-3-6	④「廃棄物関連情報」を記載する場合、有害廃棄物と有害でないものについてライフサイクルでの数値が入っているか。	製品に含有するものだけでなく、ライフサイクル全体で発生する有害廃棄物に関する情報を記載する。 該当する場合、法令等で定められた有害廃棄物について内訳が記載されているか。
6-3-7	⑤「算定結果に関する追加情報」には、PCR、「算定・宣言規定」で規定された必須表示項目が記載されているか。	PCRにおいて、「～を記載する」や「～を記載しなければならない」とあるものが必須表示事項である。「～することが認められる」や「～することができる」というものは、必須表示ではない。
6-3-8	⑤「算定結果に関する追加情報」に算定に基づかない情報が記載されていないか。	「算定結果に関する追加情報」は算定した数値を元にした情報を記載する。 また、環境に関係のない宣伝文句などを記載してはならない。
6-3-9	⑤「算定結果に関する追加情報」に定量的なリサイクルの効果等を記載する場合は、その効果となる数値の根拠データが適切に収集され、根拠に基づいて説明されているか。	追加情報であっても、検証の対象となる。
6-3-10	⑤「算定結果に関する追加情報」に、シリーズ製品タイプBとして算定を行った場合はその説明、各製品の該当数値を記載すること。	
6-3-11	⑥「その他の環境関連情報」に算定・宣言規程やPCRに定められている以外の記述や、算定内容に関する記述が含まれていないか。	「その他の環境関連情報」には算定の結果からは導けないが、製品の環境に関わる情報を記載する。 また、環境に関係のない宣伝文句などを記載してはならない。
6-3-12	⑥-2.「有害物質に関する情報」を記載する場合、製品に含有するものだけでなく、ライフサイクル全体で発生する有害物質に関する情報を記載する。	該当する場合、法令等で定められた有害物質について「有害物質に関する情報」に内訳が記載されているか。
6-3-13	⑦「利用した原単位の考え方」の参照するデータベースの名称やVerは適切か。登録データを使用している場合、それがわかる記載となっているか。	名称について、「ver No」が間違えているケースが散見される。
6-3-14	④「廃棄物関連情報」や⑥-2.「有害物質に関する情報」を記載しない場合、項目を削除しても良い。	

6-4. 「宣言」シート:CFP(シート2)

No.	内容	注意点
6-4-1	①「CFP算定結果」の「算定単位」はシート1と一致しているか。	—
6-4-2	①「CFP算定結果」の「g、kg、t」等の単位は読み手に伝わりやすいかものを選択されているか。	120kgの場合、120000000mgなどとなっていないか。120mgの場合、0.00012kgなどとなっていないか。

6-4-3	①「CFP 算定結果」の「内訳（ライフサイクル段階別等）」の記載は、「【結果】LC 影響評価」シートの各段階の小計値が表示桁数 2 桁で入力されているか。PCR で算定対象外と記載されている段階については「-」の記載がされているか。	読み手にとっては、宣言のデータが全てである。全段階を個別に足し合わせた数値と合計値が合わない場合、枠外に「端数処理により CFP 算定結果と内訳の合計値は若干異なる場合があります。」の注を入れること。算定の結果「0」の場合と、算定対象外の段階（「-」）は区別して表示する。
6-4-4	CFP マークに数値表示を行う場合、①「CFP 算定結果」の「CFP マークへの表示」の数値（数値表示）は、「CFP 算定結果」のライフサイクル全体の数値を転記（表示桁数 2 桁への変更を含む）するか、数値表示の単位に応じて適切に換算されているか。	CFP マークに記載する数値は、内訳の値を個別に割り算した結果を足しあげるのではなく、ライフサイクル全体の数値を換算する。
6-4-5	②「算定結果に関する追加情報」には、PCR、「算定・宣言規定」で規定された必須表示項目が記載されているか。	PCR において、「～を記載する」や「～を記載しなければならない」とあるものが必須表示事項である。「～することが認められる」や「～することができる」というものは、必須表示ではない。
6-4-6	②「算定結果に関する追加情報」に算定に基づかない情報が記載されていないか。	「算定結果に関する追加情報」は算定した数値を元にした情報を記載する。また、環境に関係のない宣伝文句などを記載してはならない。
6-4-7	②「算定結果に関する追加情報」に定量的なライフサイクルの効果等を記載する場合は、その効果となる数値の根拠データが適切に収集され、根拠に基づいて説明されているか。	追加情報であっても、検証の対象となる。
6-4-8	②「算定結果に関する追加情報」としてライフサイクルの構成比のグラフ等を記載すること推奨している。記載する場合は、グラフの見やすさに注意すること。例えば、他のライフサイクル段階に比べて極端に数値が低い段階がある場合に、グラフ上で表示されないケースがあることから、矢印などを用いて示すなどの工夫を行うこと。	コミュニケーションの内容に応じて、ライフサイクルの円グラフ以外の表示も可能である。
6-4-9	②「算定結果に関する追加情報」に、シリーズ製品タイプ B として算定を行った場合はその説明、各製品の該当数値を記載すること。	
6-4-10	③「その他の環境関連情報」に算定・宣言規程や PCR に定められている以外の記述や、算定内容に関する記述が含まれていないか。	「その他の環境関連情報」には算定の結果からは導けないが、製品の環境に関わる情報を記載する。また、環境に関係のない宣伝文句などを記載してはならない。
6-4-11	④「CFP 算定結果の解釈」の記載は、算定に用いたデータ、算定結果のみから記載されているか。また、不確実性や限界について記載しているか。	
6-4-12	⑤「利用した原単位の考え方」の参照するデータベースの名称や Ver は適切か。PCR 原単位を使用している場合、それがわかる記載となっているか。	名称について、「ver No」が間違えているケース、が散見される。

以上